

令和3年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時41分

○招 集 年 月 日

令和3年3月4日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和3年3月5日（金曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	上 村 友 成
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	中 島 豊
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	篠 原 道 憲
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

○事務局職員出席者

事 務 局 長	杉 本 雅 純
主 任	細 川 雄 哉
書 記	小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号11番、茅根議員の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） それでは、令和3年余市町議会第1回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

本町の教育と子育て支援について。余市町の教育行政執行方針の中に教育の根幹は人づくりであり、本町の未来を担う人材を育て、新しい時代を切り開く基盤ですとあります。余市町の子供たちは小中学校、そして高校、大学を出て、多くの方々が地方に出ていくと思われませんが、社会人になり、また結婚して、子供ができ、親になり、子育ての環境がよければ、Uターン等で余市町に戻ってくると私は考えております。以下の質問をいたします。

①、教育長として余市町の子供たちの人づくりとはどのように考えておりますか。

②、現在余市町の乳幼児、小学生、中学生の医療費の保護者負担は通院、入院も含めてどうなっておりますか。

続きまして、③、小学生、中学生の学校給食費の保護者負担はどうなっていますか。

④、高校生のJ Rやバスの通学費用について一部助成負担する考えはないでしょうか。

続きまして、本町の行政や教育の動画配信について。現在も世界各地で猛威を振るっております

コロナウイルスの関連でも全国各地でも様々な方々が苦労をされております。余市町におかれましても昨年度も緊急予算等早急な対策を取り、町民の皆様が対策を取ることもできました。行政や学校関係でも密になることを避けていく対策も今後の課題もあると思います。また、コロナワクチンの関係や町内の様々な事業での動画配信を活用した対策等、自宅や会社、仕事場等でも見ることができると活用していただくことが私も大切だと考えます。また、余市町の学校教育関連でも動画配信を活用していけることと考えます。そこで、以下の質問をいたします。

①、札幌、小樽、後志等との連携も含めて動画の配信は行っておりますか。

②、携帯電話、スマートフォンの活用等で低予算でできる手法を活用しておりますか。

③、学校教育関連でもオンライン授業等検討しておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁いたします。

1点目の本町の教育と子育て支援についての2点目、余市町の乳幼児及び小学生、中学生に係る医療費の保護者負担についての質問ですが、本町におきましては平成29年10月から子供を持つ親の経済的負担の軽減を図るため対象年齢をそれまでの小学6年生から中学3年生まで拡大し、医療費の助成をしています。現在通院や入院等含む医療費に係る保護者負担は、3歳未満のお子さんは初診時一部負担金のみを負担いただき、3歳以上16歳未満のお子さんは町道民税が非課税世帯の場合は初診時一部負担金のみを負担いただき、課税世帯の場合は医療費の1割を負担いただいております。

4点目の高校生のJ R、バス通学費等の助成についてですが、現時点で支援することは考えておりません。

2点目の本町の行政や教育の動画配信について

の質問ですが、本町の動画配信についてはユーチューブの公式余市町チャンネルにおいて移住定住促進の動画、余市・仁木ワインツーリズムプロジェクトの動画、フゴッペ洞窟の紹介動画、戦略推進マネジャーが取り組んだ町内の方に本町の魅力を語ってもらう動画、今年の成人式のライブ配信動画などがあります。現在コロナ禍による社会の変化で動画配信は低予算で誰でも行えるようになっており、フゴッペ洞窟の紹介動画や戦略推進マネジャーの取り組んだ動画などが低予算のもので、今後動画配信は情報伝達の主要なツールになると考えます。

なお、教育委員会関係につきましては教育長より答弁いたします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の教育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の余市町の子供たちの人づくりについてですが、小中学校に在籍する児童生徒には将来社会で自立して生きるために基礎的、基本的な知識や技能を習得させるとともに、個性や能力を伸ばしながら地域社会全体で子供たちを支え、豊かな心、健やかな体を育むことが人づくりであると考えております。

3点目の小学校、中学校の学校給食費の保護者負担の現状についてでございますが、各学校、学年により負担額は異なりますが、児童生徒1人当たり小学校で年額最大5万3,350円、中学校で年額最大6万200円を負担いただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2件目の本町の行政や教育の動画配信についてに関する3点目のオンライン授業等の検討についてですが、文部科学省においても地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合、時差登校や分散登校、オンライン学習の可能性を積極的に検討し、子供たちの学びの継続に取り組むべきとされ、本町におきましても国のGIGAスクール構想の前倒し実施

により児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、オンライン授業に備えて機器を整備したところであり、今後の感染状況に応じて必要な場合にはオンライン授業を実施してまいります。ご理解をお願いいたします。

○11番（茅根英昭君） まず、順を追って1問目からいかせてまいります。

まず、教育長就任当初から皆さんと一致団結していろいろな教育活動に邁進しているところは私も拝見しているのですが、今まさに人づくりといひまして、私が人づくりとなぜこの教育関連で質問したかといひますと、やはり少子高齢化、四、五年前から出生数が80人台の低出産の現状が余市町にもあります。これが将来的に、今分散されて各小学校に行っておりますが、長年、ここにおられます議員さんもそうですが、様々な方々の余市町におかれませ教育の考え方、授業の予算ですとか組み込んできたと思ひますが、大切な少人数の小学生、中学生も含めてどのように余市町の教育、教育長として人づくりを大切にしておられるかという質問でした。これから起こり得る諸問題におきまして余市町は本当に少ない人数のお子さんをごどのように大切に学んでいただくか。1問目の人づくりとは、先ほどの答弁ありましたように、将来基礎と基本、技能、個性、能力、地域一体として守り、心健やかにという答弁でした。これは思ひは分かります。子供さんも今スマートフォンの発達から横のつながり、塾も行きますし、沢町、黒川、大川、また中学も東、西、旭と非常に横の連携、また保育所からの親のつながり等、親もやはりネットワークを持っております。私も総務文教常任委員会で質問させていただいていますが、やはりいま一度この人づくりという点をもっと重要視していくべきではないかという質問でした。ここは政策の分野というより、やはり私が教育長に質問したのはこれから先、令和3年度の予算もあります。4年度もあります。中長期ビジョンを

どのように子供さんの声を聞きながら、お母さん方の声を聞きながら、この限りある予算の中でどのようにやっていくというのかなという議論をこれからしていただくだろうなと思っていました。それで、今の教育長の答弁の中で人づくり、具体的にはなかなか説明しにくい部分もありますが、これから子供さん方に、やはり心の分野、教育の分野で何が一番大切だと考えますか。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

人づくりについていろいろご提言をいただきました。まさに少子高齢化が進む中、子供たちは本町の宝であるということは強く思うところでございます。そういった中で、基本的な考えは先ほど答弁をさせていただきましたが、繰り返しになる部分もあろうかと思いますが、日々生活する上では多様な資質、さらには能力が必要でございます。教育はこれを身につけるためには大変重要な役割を担っているというふうに考えております。そういった中での横のつながりというお話もございましたが、子供たちの人づくりは学校教育のみならず、家庭や地域など社会全体で関わることが重要であると、このように考えております。

○11番（茅根英昭君） だんだん少なくなってきましたが、余市町の少人数のお子様を今後もさらに大切に守っていただきたいと思います。昨日も様々な議員さんが議論されていましたがプールの関係も教育の分野で施設管理ということも非常に大切なことだということでさらに認識を皆さんと高めたところですが、そういった施設整備も管理もいま一度点検等邁進していただきたいと思います。答弁はいいですので、次の質問させていただきます。

2番目に質問させていただきました乳幼児、小学生、中学生の医療費の保護者負担です。先ほども私も何遍か言いましたが、横のつながりのある他地域、私は北後志5か町村、ちょっと調べさせ

てもらいました。本町も平成29年の10月から6年生から中学3年生まで無料枠を上げたということで、非常に頑張っておられるわけですが、仁木町は通院、中学生まで無料、古平町も小中高無料です。赤井川も小中高無料。積丹さんは漁業関係に力を入れているせいなのか、乳幼児1割、小学生のみ該当、また高校生、社会人は普通ということになっております。また、余市町は交付税の割合の中で、人口の割合でいくと非常に1人の方に対して使える割合がなかなか厳しい現状ではありますが、先ほど言ったように、1年間で80人台が出生している現状の貴重な子供さん方にどのように財源を配分していくか。余市町の企業に勤めている中でも仁木町さんですとかに家を建てて移住している人が結構多くなりました。そういった観点でも介護にも力を入れていかないといけない現状、また私も質問しているように幼児、小学生、中学生、高校生に対してもどのように配分していくかという厳しい現状の中ではありますが、やはり先ほど教育長の答弁もありましたように、子供さん方は宝です。私も質問の前提で書きましたが、やはり余市に生まれて、余市で育ってよかったなど。成長して、企業に勤めて、Uターンして余市に戻ってきて、親とおばあちゃん、おじいちゃんと一緒に暮らすというのがベストな選択ということもあります。ですので、いま一度、予算も限られておりますが、やはりこれから中長期ビジョンで少子高齢化に向けて余市町が子供さん方にどのような対策を中長期で補っていくかと。令和3年度の予算はいろいろ組み込まれておられるでしょうし、またパブリックコメントも数枚にわたっていろいろな様々な質問や諸問題も書いておられます。回答をぜひどんどんしてもらって、町民の声をもっともっと吸収して、余市町がどこの部門でやっていったらいいのかということ、この大切な時期、1か月ぐらいしかないと思いますが、パブリックコメントもどんどん積極的に促して、活

用していただきたいと思います。この部分で、医療費なのですが、何かまだ確定ではないのですが、将来的にこういうふうになるかもしれないとか、話せる段階でいいです。夢がある、こういうことを余市町が考えているのだらうと。話せなかったらいいですが、答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町の場合は、茅根議員もご指摘のとおり、予算をいかに効率的に配分するかという観点から財政当局が大変苦労しながら、来年度予算に関してもこれから議会に提案しますが、すばらしくきれいな予算を構成したと私自身は考えています。その中で、隣の仁木ですとか古平ですとかは自己負担なしという話もありますが、その点もちろん財務状況を考慮して、それぞれの町によって財務状況が変わるわけです。例えば余市町が中学生までの医療費を全額負担する場合は総額で推計値、歳出が1,200万円増えて、国保の分が減少しますので、約1,200万円減少しますので、総額2,400万円ほど歳出が増えるということになるわけです。このような中で必ずしも医療費負担が子供たちの将来の希望となるのは、直結するとは思っておりません。様々な政策の中で子供たちの将来、もちろん地域の宝ですから、きちんと守り育てていくような施策をこちらとしては考えているというところです。

○11番（茅根英昭君） 町長の言われたとおりだと思います。就任以来道内外にかかわらず様々な企業の誘致、また財源の様々な確保、まず何をやるにしても財源がないとならないのは分かっております。その上で、やはり町長含めて部課長の方々がもっともっといろいろな勉強して、財源諸問題に取り組んでいることは感じております。今後、町長言われたとおり、バランスの中で行ってほしいと思います。

続きまして、3問目行きます。小中学生の学校

給食費の保護者負担、この観点でも仁木町は1人目、積算どおり徴収、2人目が半額、3人目から無料と。古平町は1か月大体4,200円、積丹町も4,200円です。赤井川村さんが無料と。余市町は大体古平町さんと積丹町と同じぐらい、若干微増ぐらいです。様々な議員さんが学校給食費の未払いの方々の徴収というのも議論されておりますので、この件に関しましては負担が少ないと喜ばれることですが、どのような徴収の仕方をしていくことがベストなのかというか、やり方ですとか、そういったことを学校関係者と協議をして、徴収努力をしていただきたいと。負担増の質問だったので、もし答弁できそうであれば徴収の件、できなかったらいいです。徴収をどのように考えていますかということの答弁をお願いします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の給食費に関わる再度のご質問にご答弁を申し上げます。

徴収に関わるご質問でございます。ただいま未払いの部分のご指摘もございました。先ほど私1度目の答弁でもさせていただきましたが、やはり一定程度の負担を保護者の方々にしていただいております。その中では、経済的な理由によりご負担が困難な方については生活保護制度や就学援助制度ということで国費や町費で対応させていただいているところでございますが、残念ながら未納されている方もおります。現在本町におきましては学校で給食会計を担っていただいております。未納の方々は管理職、校長、教頭先生を中心に個別にお支払いをいただくような対応をしているところでございます。今後におきましてもそういう負担の公平性という部分では未納はあってはならないと。経済的な理由は別にしましても、払える能力があるにもかかわらず払わないということがもしあれば、そこは大変公平性を欠くことにもなりますので、そういった部分は学校と十分に連携をして対応してまいりたいと考えておりま

す。

○11番（茅根英昭君） 教育長の答弁で、未納の件は校長先生と教頭先生ということで答弁ありました。町民の方々も水道、また固定資産税、住民税、いろいろな様々な税金の納税をしていますので、その件もなるべく公平性の観点からもできるだけ頑張ってもらいたいと思います。

4番目、高校生のJR、バス通学費用についてです。この質問をなぜさせていただいたかといいますと、今JRの動きも、コロナの関係ですが、やはり余市小樽間のJRは特に大切ですし、また余市町は助成なしですが、ちなみに近郊は仁木町さんは定期代の一部助成、古平町は古平から余市までは月額7,500円、古平から小樽までは1万円と。積丹町は、定期だと月額1万円と。赤井川さんは、定期の半分ということになっております。どの地域で定期代が出るかということも、やはり高校行くと様々な経費がかさむ世の中になってきております。中長期ビジョンで、財政もあることですが、定期のほうも今後財源が多少なりとも余裕ができてきましたらどうでしょうかという質問でした。答弁できましたらお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

ご指摘いただいた近隣の町村ですけれども、そこに高校ありましたでしょうか。ないですね。余市は紅志高校がありますし、北星もあります。ということで、現時点でこちらとしては通学の補助をするつもりはありません。

○11番（茅根英昭君） 町長の言うことももったものですが、余市から小樽行く生徒もいますので、その点はまた考慮していただきたいと思います。

2点目の質問に行きます。本町の行政や教育動画配信についてです。この件は、昨日も余市モデルということで所管の課長さんが非常に頑張って

いる姿を、道内各地の方々が余市モデルってこういうふうに発信しているのだということで、非常に好影響、またはそこで何か諸問題がありそうな部分を早急に対策できるのかなということも感じておられる方もいたと思います。町長の答弁で公式チャンネル、余市・仁木ワインツーリズム、フゴッペ洞窟並びに余市町の文化財、戦略マネジャー、成人式もそうです。町長部局、教育長部局の方々が積極的に新しいものにチャレンジしているという、本当に非常にいいことだと思います。この動画配信を他地域より積極的に推進しているという余市町も非常にやはり時代の先を読んでいるというか、流れをつかんでいるというところで私は見ておりました。

そこで、やはりこれからのコロナウイルスワクチン接種に関して、スマートフォンでやる形は昨日も非常にいいなど。これが一つ一つ分かっていくといいのですが、スマートフォン持たれていない方もおりますし、また押し間違いですとか、そういうこともありますので、このコロナウイルスに関しては何回でも見れる動画配信だとかも非常に活用していただければいいのかなと。後志振興局に新型コロナウイルス感染症対策地方本部という部署があります。余市町も町長筆頭に本当に忙しい中で皆さん切磋琢磨してやっておられると思いますが、新しい課をつくるというのはなかなか厳しい時代、財政もそうですが、今戦略マネジャーさんに様々な発信をしていただくということも私は余市町にもプラスだと思います。この外からの力、今まで経験している方を余市町にもっと引き入れて、余市町の特性を生かした、また町民の方が安心、安全をできるコロナウイルスのワクチン等の関連でも有効に活用していただきたいと思います。今後、コロナウイルスのワクチンの関係で毎回どうだったかなと、どうやってやるのかなと、どういう関係でどうしたらいいのかなと、いうことを多く見れる、何度でも見れる、そ

うような対策は考えておられるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

予約の仕方の動画を配信してくださいという、そういう趣旨だというふうに理解しましたが、現在予約システムに関してはこれから今まさに担当部局で調整しているところですので、もちろん周知の仕方に関してはそれが決まってからきちんとしかるべき手段で広報するというところでございます。

○11番（茅根英昭君） 今後のことでなかなか話せない部分も多いと思いますので、この部分については関係部局の方々、より一層注意を払っているところだと思いますが、さらに気をつけて運営させていただきたいと思います。

2番目に携帯電話、スマートフォンの活用等低予算でできる手法を活用していますかというのは答弁ありましたし、今やっていますので、余市町は。ちなみに、振興局の新型コロナウイルス感染症対策地方本部の方々も予算はかからずやっておりますよということのお話でした。余市町は率先してやっていっているということも、町内もとよりいろいろな方が余市町に進んでいるなということも含めて今後頑張りたいと思います。

最後に行きます。3番目です。学校教育関連でもオンライン授業等検討しておりますかと。教育長の答弁の中で文部科学省、それと社会でも学校でもこれからは様々なところでオンライン授業並びに動画を活用すると。余市町は1年前倒してGIGAスクール構想の中でパソコンを一人一人に渡しております。非常にいい取組だと思います。ただ、渡しているだけではなくて、今時代がどんどん進んでおりますので、家庭にいる親御さん、おばあちゃん、おじいちゃんもどこかの時点で何かの子供さん方の授業を見られたらさぞ喜ぶと思います。今コロナ禍で密にはなかなかできません

ので、このスマートフォン、動画配信を活用して、学校の授業、子供の授業、オンライン授業、毎回やったほうがいいということではなくて、参観日の授業もありますよね。今はなかなか出向けないということもあって、うちの子供がどのような学校生活を送っているのかなと、そういったことも含めて、学校教育関連でも動画配信並びにオンライン授業、どんどん積極的にやっていただきたいという質問でした。先ほどの答弁以外に私の今の質問で答弁ありましたらよろしくお願いします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員のオンライン学習に係ります再度のご質問にご答弁いたします。

ただいまご提言をいただきました。コロナウイルスの関係で学校の行事も含めてそういった参観日もなかなか今までどおりにままならないということもございます。そういった中では、ご家庭で子供たちの授業風景を見れるというのもすばらしい取組だだと思います。そういった部分も研究してまいらなければならないと思いますが、私も今1人1台ということで、議員さんからも今思いいただきましたが、1人1台ということで整備は進んでおります。そういった中で、若干話がされるかもしれませんが、先日新聞でも報道されましたが、登小学校におきまして図書館司書が講師を務めて、デジタル寺子屋と称してオンライン学習を実施しました。これは、1年生に対して今まさに始めました電子図書の利用者登録をさせていただいて、その後遠隔授業を行うという流れでございます。また、今日の新聞報道にもございましたが、釧路市で授業ということで美術館とオンラインで結びまして、様々な授業を行ったということも今報じられているところでございます。そういった中で学校教育だけではなくて、社会教育という部分でもこのオンライン授業というのは十分に活用できると思いますので、そういったことも進めてまいりたいと考えております。

○11番（茅根英昭君） 登小学校の件は新聞で知りました。この北海道の中でも余市はどんどん進んでやられているだろうなと私は思っております。ただ、2つほど、やはり遅れを取っている子供さんがおられるかもしれません。その中で、予算可決になりましたし、子供さんに端末が渡っていますので、今後やはり固定して授業が録画撮れて、子供さんの中で復習ができると。他地域でやっているのですが、今すぐという話ではないです。予習、復習って大事なのですけれども、今塾もそうですねけれども、例えばですけれども、塾がコロナになった場合、授業の復習が家庭でもできると、そういうことも含めて将来的にそういったことも考えて、授業が見える、録画ができる、動画がまた再度復習を家庭でもできるというようになったら、やはり授業でちょっと分からなかったこと、家でも復習できるのかなと。先ほどもちょっと言いましたけれども、塾でコロナになっても家庭で学習を、復習をできると、そういった対策も考えて、終わりたいと思います。

以上です。答弁要らないです。

○議長（中井寿夫君） 茅根議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和3年第1回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問をいたします。理事者におかれましては、適切な答弁をよろしくお願いいたします。

町道の除排雪の対応について伺いますが、毎年

冬になると雪の量によってそのときの状況、タイミングなどで除排雪が思うように事が運ばない現状に町民の方からの苦情の相談を様々な場面で受けることがあります。今年に入っても除雪が入らない、排雪が遅いなど多くの町民の方から苦情の電話が役場にも寄せられていたことと思います。以下、伺います。

①、本町の除雪体制について伺いますが、除雪は積雪量が15センチを超えると出動と聞いておりますが、何時から何時までの間に降った量を見るのか。また、場所は何か所で、どこで測っているのか伺います。

②、パトロールは委託されていると聞いておりますが、パトロールに当たっての委託の内容をお伺いいたします。

③、海側、山側と場所や地域によって雪の量の違いや時には気象警報が入り、吹きだまりの状況がある場合、どのように対応するのか伺います。

④、除雪の路線は毎年同じ会社が請け負うとは限らないこと、またオペレーターも替わることで除雪のやり方の違いもあると思うが、引継ぎの指導はどのような形で行われているのか伺います。

次に、排雪について伺います。①、排雪はそのときの雪の量にもよるが、毎年1回目はいつ頃をめどにして考えているのか伺います。

②、排雪する路線の条件や順番があるのか伺います。

③、排雪に入った地域の方からその地域が終わらないのに帰ってしまったとの声も聞くことがありますが、途中から入らない理由があつてのことなのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁いたします。

除雪について、1点目の出動基準に関する質問ですが、基本的には夕方から零時を目途に降雪量を観測し、出動の有無を決定しております。また、

15センチメートルに満たなくても道路状況を見ながら除雪体制を確保しております。観測地点は道道栄町温泉線、観音橋付近、道道登停車場線、大登橋付近、第1登橋付近、町道小登栄町線、小登2号橋付近、道道豊丘余市停車場線、小峠橋付近、町道都市計画街路中町線、上梅川橋付近、町道梅川牧場富沢線の京食付近の7か所となっております。

2点目のパトロールの委託内容の質問ですが、委託業務の内容といたしましては毎日2回22時45分から翌日の零時45分までの2時間と3時から5時までの間に町内の観測地点における積雪の確認と町内全域の道路パトロールを実施しております。

3点目の地域や降雪状況による対応に関する質問ですが、ご指摘のとおり、海岸部や山間部など地域ごとに降雪量等違いがある場合には現地の状況に応じて地域を限定した部分的な除雪体制を確保しております。

4点目のオペレーターの指導に関する質問ですが、オペレーターの指導についてはこれまでの除雪作業の順路や雪の押し場所、ごみステーションなどの地域の情報もありますので、安全対策に留意しながら各受託事業者に周知を図っているところです。今後も地域の情報の共有化と連携を図りながら効率的で円滑な除雪作業を図ります。

次に、排雪についての1点目、排雪の時期に関する質問ですが、国道や道道の道路管理者間での協議、調整をしながら排雪作業を計画、実施しております。今シーズンは、1月下旬から2月にかけて作業を行ったところです。

2点目の排雪路線や順番に関する質問ですが、排雪路線につきましては市街地や住宅地の町道を排雪路線としておりまして、交通量の多い幹線道路や通学路を優先に行い、排雪ダンプトラックの運搬路も確保しながら順次作業を行っています。

3点目の排雪の作業に関する質問ですが、道幅

の狭い道路など状況によってはロータリー除雪車を使わないで、かき出し除雪や空き地への送り出しなどで対応しているところです。

○8番（白川栄美子君） 除排雪について質問いたしました。今答弁が速いので、書き切れないところがあって、ちょっと間違っただけで質問する場所があるかと思えますけれども、よろしく願います。

一般質問の中で除排雪に対してあまり質問したことはなかったのですが、今回結構苦情が私のところにもたくさん来ました。そういう中で状況というのは本当に分かるのですが、どこかで言わなければ本当に分かってもらえないという町民の声もあるということなので、あえて質問させていただきました。今答弁聞いて、出動の積雪量、15センチ超えなくても降った量で出るときがありますよという答弁だったかと思えます。今回は本当にそういう状況があったにもかかわらず出なかったときがあった。だから、町民からの苦情が多く来たと、そういう状況なのです。これゴーサイン出すのはどこなのか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁いたします。

除雪の出動基準の判断は、ゴーサインを出すということは担当課のほうで出しております。

○8番（白川栄美子君） 担当課で出すということなのですね。分かりました。

これちょっと町長に耳の痛い話になるかも分かりませんが、副町長と町長乗せて回ったほうがいいのではないのかという話もちょっと私のほうから入ったこともありましたが、そういう中で町長がゴーサイン出しているのかなど。町長が替わると除雪の対応がよくないというのをちょっと耳にしたのですけれども、20年議員やっていて、町長が4回替わっております。そのたびにそういう話もやっぱり聞くのです。だから、今齊藤町長がなくなったから除雪が悪いという状況ではなくて、

たまたまそういう状況に遭遇してしまったから、そう言われるのだろうなというのはちょっと私のほうでも思っていますけれども、そういう苦情も入っていたということは本当にぶつけるところがないから、そういうふう発信してしまうのだろうなと思いますので、そこは私も真摯に受け止めながら、あえて伝えさせていただきました。

次、パトロール委託の内容なのですけれども、これ毎日2回、22時ということ、通常の日中のパトロールというのはどのようにしているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

日中のパトロールは、役場の担当課のほうで行っております。

○8番（白川栄美子君） パトロールの委託だから、日中のパトロールをきつと委託されたところがやっているのかなというのをちょっと思っていたのですが、そうではないということだったのですね。ということは、余市町として町内の小路にしてもそれこそ町道の幹線道路にしても状況を押さえているということで捉えていいのですね。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

担当課のほうで道路の状況に関しては把握しているところです。

○8番（白川栄美子君） であるならば、もう少し除雪体制をちゃんとしてもらったほうがよかったのかなと思うのですけれども、入らなかった理由って何かあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

恐らくは具体的に3月2日の件だというふうに思っておりますけれども、その日雪が降って、低気圧が発達しながら通過した関係で町内でも大雪に見舞われた日ですけれども、朝方降雪が降った関係で、でも朝早い時間になっていましたので、

道路交通の障害ですとか歩行者の安全を考慮して、山の路線のみ除雪したというようなことに対する話だったと思います。これは臨機応変に、除雪車を避けて通れないということで、交通障害を考慮しての判断だったということです。

○8番（白川栄美子君） 交通障害起きたら本当大変なのです。そういう部分では本当にやってほしいというのがありますけれども、ただもう少し何とかならなかったかなというのは、ちょっとそういう感じで考えております。

また、吹きだまり状況がある場合どう対応するのかということちょっと聞き漏れたのですけれども、そのときの状況によって私たちも電話とか入れますから、多分そのときにはきちんと対応されているのだろうと思うのです。ただ、先ほど路面状況見ながらパトロールしているから、多分状況悪かったら入りますよという話の答弁したのですけれども、今回は降らないで、気象情報が入って、吹き飛ばしたという形があって、そういう交通障害も起きたというのが現実あったので、その部分はやっぱり今後の中でしっかり、降らなくても通常、3日前から10センチぐらいしか降っていませんよと。どこかで一回路面整理もしながらやらなければいけないというタイミングもあると思うのです。そういう場合もあるから、なかなかタイミングに合わないということもあるのですけれども、そこはしっかりやっぱり受け止めていただきながら対応していただきたいなと思っております。

次、引継ぎの指導ってどういうふうになっているのかということをお聞きしたのですけれども、これは各事業所に任せているという意味で捉えていいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

様々な場所に関する情報は安全対策の観点から重要ですので、各受託事業者にも周知を図って情

報共有はしているというところです。

○8番（白川栄美子君） こののそれこそ引継ぎの対応、ここもしっかりやっておかないと町民に誤解を与えてしまいます。その部分だけは、本当に言うておきます。だから、町民に誤解を与えないようにするにはしっかりした引継ぎ、業者にも伝えておくということを本当に考えていただきたいと思いますので、そこもよろしく願いいたします。

それと、排雪についてです。今回は、1月の下旬から2月に排雪を行っておりました。この排雪の状況というのも分かります。今トラックの状況が少ないということもあって、多分思うように排雪が入れないという状況があるかと思うのです。それは私がそうやって思っているだけであって、行政的にはどういふふうになっているのか。

○町長（齊藤啓輔君） 排雪に関する状況ですけれども、国道や道道も同じく排雪をやりますので、国や道の道路管理者と調整をしながら排雪時期を決めているというところであります。

○8番（白川栄美子君） その状況もやはり町民は分かりません。トラックがないから排雪ができないのだという状況も分かりません。何とかそういう状況もどこかでやっぱり発信していかなければならないのかなというふうに思いますので、そこは今後の中で発信の仕方も考えながら町民にしっかり伝えていっていただきたいと思いますが、その考えというのを町長、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

除雪、排雪に関して、もちろん雪国に住んでいる以上はずっとついて回る課題です。ですから、余市町も担当課を中心に事前に除雪、排雪の計画を立てて、一生懸命取り組んでいるところであります。ですから、我々が必ずしもやっていないということではなくて、もちろん様々な状況によって変わってきますし、担当部局としては一生懸命

取り組んでいるということでございます。しかしながら、毎年このような苦情が来るというのは分かってはいるわけでございますが、その点はもちろんこちらの努力もありますが、様々な気象条件によっても変わってくるわけですから、さらに、排雪、常にやれば良いわけですがけれども、そこもトラックの確保の状況に加えて、1回当たり膨大な予算がかかるわけですから、今回も予算が足りなくなりそうで、今回の議会にお願いすることになるかもしれないけれども、そういうような財務状況ですとか様々な状況を勘案しながらやっていくという中で、担当課は最大限の努力をしているというわけでございます。今後も天気とかを正確に予測しながら、雪国には付き物なので、ある程度の覚悟は我々も必要だとは思いますが、排雪、除雪に関しては引き続きスムーズにいくように取り組んでいきたいと思っております。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。

排雪する路線の順序、順番があるのかと先ほど聞きました。先ほどの答弁の中で、私は勝手に山から行って、入るの遅いから、町内に入れないのだなというのをちょっと誤解して聞いていましたら、これ違うんですね。市街地、住宅、幹線道路からやった後に山に向かう、そういうことなのだと理解してよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

基本的には幹線道路を確保しなければ交通障害が起きますので、道道ですとか、そういう幹線道路への運搬路線を確保することがダンプ、トラックを回す、稼働させる上でも非常に効率的ですから、そのように路線は決めておまして、毎年常任委員会に路線図とともに排雪計画を出しているということでございます。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。

最後、排雪に入っても途中から入らない理由、先ほど理由おっしゃってました。そういう理由

があつて入らなくなるとしても後から来てやるという場合もあるので、そこは一概には言えないのかなと思うのです。全く入らないということはなく、理由があつて入らないから。その理由を、やはりそこに入ったときにどこか住民の方でもいから、こういう訳で入れないので後から来ますとかと、何かそういう通達をしていただければ、多分誤解されないのかなと。本当に業者も理事者のほうも一生懸命やっているのだけれども、その思いが町民にうまく伝わらない、そこが一番ちょっと残念なことなのかなと私はいつも思うのです。本当に手に取るように一生懸命やっていることは目に見えて分かるので、そこの部分の誤解をやはり町民の方に伝えていく方法をきちんとこれからやっていかなければならないのかなというのを感じております。

最後になりますけれども、この除排雪というのは余市住民の命と日常生活、財産を守る大切な事業なのかなと私は思っております。そこの部分を削ったりしてしまうと、住民の命も財産もなくなるし、それこそせっかくいい政策をたくさんやってもこの政策が、この除雪作業というのは全町民に関わる一番大事なところなので、そこの部分を経費を削減していないと思うのですが、削減してしまった場合に本当に素晴らしいいろいろな政策やってもマイナスになってしまう、そんな気がします。だから、せめてここは本当に、条例にも冬を快適に過ごすという条例があります。その部分では、除排雪をきちんとすることによって障害者の方も高齢者の方も子供たちもそれこそ本当に大変な思いをしない、危険な思いもしないということになるのかなと思っておりますので、その部分は、町長は来て、余市に住んで、いろいろなそれこそ政策立てて、何とか余市にお金を落としたいと、ためたい、増やしたいという思いで一生懸命頑張っていらっしゃる姿も分かります。その部分でどこかをそういうふうにしてもどこかで何

かを削ってしまったら、せっかくの苦労が水の泡になるのかなと、私はそう勝手に考えております。そういう部分では、大事な除排雪についてはしっかりみんなと検討しながら、情報を共有しながら、また町民に誤解を与えないような形の中で進めていっていただきたいと思っておりますので、最後町長の答弁をいただいて、質問終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

この問題は毎年行政としては頭の痛い問題であり、北国に住む者としての宿命、切り離せない問題であると思っております。ですから、私としてはある程度北国に住む以上は雪のリスクは覚悟しなければならぬと思っておりますが、他方で快適に過ごすために毎年様々な排雪、除雪を行っているところでございます。ただし、担当部局が一生懸命やっているにもかかわらずなかなか伝えられないということは、それはもったいないことですから、その点はこのように取組をしているというのは伝えるようにはしていきたいと思っております。また、この除排雪部分に関しては予算はもちろん必要な予算なので、削ってはいないですし、むしろふだん増えることが多い予算ですから、その点はきちんと対応しているということです。引き続きこの問題はもちろん、白川議員おっしゃるとおり非常に関心の高い問題でありますから、担当部局としてもしっかりと取り組んでいくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

次に、発言順位6番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は今定例会に1件の質問しておりますので、理事者においては要を得た答弁をお願いいたします。

滞納整理対応についてです。税を納期まで納めることは重要と思っております。しかし、不測の事態に

陥り、やむなく納められない場合、分納など相談対応していることと思います。しかし、滞納整理の強化が進められる中、これまで相談に応じていた方に滞納を理由に生活状況を調査し、納税を強いる状況が出ています。滞納整理に当たっては事情を十分考慮し、丁寧な対応と重要な視点として生活再建の立場が必要です。以下、伺います。

1つ、滞納整理の件数と差押えなど状況について。

2つ、滞納整理に対応する人員について。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁いたします。

1点目の滞納整理の件数と差押えなどの状況についてですが、令和元年度の実績としては納税相談に基づく納税誓約書の提出が9件、滞納処分については差押えが106件、交付要求が4件となっています。また、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるようなおそれがある場合については、地方税法においてその執行を停止することができる規定があり、85件について滞納処分の執行停止の措置を行っています。今後においても納税者個々の実情に即しつつ法の規定に基づき引き続き適切に対応していきます。

2点目の滞納整理に対する人員についてですが、税務課において主幹以下納税係の職員、計4名で対応しております。

○15番（中谷栄利君） なかなか早口で、私も聞き取れなかったと思います。よろしく願います。

実は北海道社会保障推進協議会というところがありまして、私もその会員にはなっていますが、失礼。2018年において国保税の滞納処分の状況なのですけれども、7件、還付金の差押えが13万2,849円、このようになっております。また、余市町の広報、2021年1月号ですか、先ほど町長も話あったかと思いますが、これに令和元年度の財産等の差押え実績、これがご丁寧に載っていま

す。差押えの実績として預貯金が62件、給与が7件、債権、売掛金等1件、国税、道税還付金34件となっています。先ほど滞納処分によって生活が成り立たない場合の状況において対応されている、そういうお話もありました。しかし、今滞納の増の状況等も大変厳しいことは重々承知しておりますし、滞納整理に関わる仕事は大変重要な仕事で、ご苦労されていることと思います。しかしながら、今住民生活はどのようにになっているのか、その辺の配慮が私は必要ではないかなと思っています。今コロナ禍において、滞納している税金も払いたくても払えないし、これから賦課されている税金についてもなかなか厳しい状況で、生活がにっちもさっちもいかない、そういう話も出てきております。そういう中において納税における対応は、私も一般質問の1問目で言っていますが、生活応援型とって、その人の個々の実情においてどのような状況になっているか、むしろ滞納が発生する、そのことにおいて地方税法にのっとり差押え等の処分、今お話聞いていたら、2018年は国保税の処理しか私押さえていませんけれども、件数等相当増えてきている。あくまでも差押えはこれまでの議会の論議の中でいって、納税相談等に応じない、いわゆるこちらが要請しても応じていないという形で、悪質なという形の定義がされている中で差押えになっています。しかし、今日納税強化、滞納の強化、整理の強化という形で、税相談に応じていても生活の実情を調査し、その生活に、滞納していながら生活の無駄がないかまで調査して、そのことについてその無駄をなくす、論ず、そういうような状況が出ている。このことにおいて、私はちょっとお話をお伺いした中で愕然としました。個別の理由を述べるつもりはありませんが、一般的に言いますと差押え等の処分等の中にもいろいろな規定があるのですけれども、今日生命保険、大体皆さん入っていると思います。町長も入っているでしょう。しかし、そ

の生命保険は今日貯蓄型ではなくて、医療費が万が一発生した場合、家族の生活が困難になってしまったらいけないと、体に不安を感じている方たちがやはりこれからの生活等、医療費の支払い等心配して入っている、それはいわゆる生命保険の形に変わっていると思います。滞納整理において生活実情調査していく中で、滞納していながら生命保険に入っていること自体が問題だとして、その解約等求める。解約についてももし相談者ができなかつたら行政のほうでできる、こういうような話もありました。今本当にコロナ禍で仕事がなくなって、働きたくても働けないで、冬場の仕事も当てにしていたけれども、そこはこの不況の中で仕事の口がなくなって困っている。これから春になって、農家の仕事で何とかやっていると希望を託しながら頑張っている人に対してあまりにも苛酷な対応ではないでしょうか。国のほうで地方税法の改正等の問題でコロナによる生活困窮だとか問題について通知を出して、その対応についていろいろ規定を設けてやられています。そうした通知を出してやっていることぐらいですから、納税の相談、対応、整理に当たっては十分な対応が必要ではないか、丁寧な対応が必要ではないか、私は思います。

人員について、税務課、そっちのほうで4名で行われているということでした。ある自治体ではその専門家に委託して、やっているところもあるようですけれども、そこまでは至っていないことですから、町の職員が対応しているわけです。住民の生活をしっかり支えて頑張っていくという姿勢が何よりも大切ではないですか。それがこういう状況に陥っているというか、納税の強化で、滞納の強化でそこまでなっていることに対して私は愕然としたので、今回この質問しました。問題はこういった姿勢を改めて、やはり生活実態調査をする上でもその人がどういった状況に置かれて生命保険等も入っていかなければならないぐ

らい生活に不安を感じているのか、そういったことを十分考慮した対応が必要だと思いますが、これまでいろいろお話ししましたけれども、そのこと等についてどういった通知、根拠に基づいてやっているのか、そういった対応に切り替わったのかお話ししたいと思います。

また、全部今回1件目、2件目ということで質問しましたが、一括で質問させていただきますけれども、1月の広報には新型コロナウイルスにより納付が困難な場合については徴収猶予受けられる場合がありますと書いてありますが、3月の広報には書いていません。こういった事態も、いろいろなことがあって載っていないのだなと思って、勝手に解釈していますけれども、こういったところの状況見てもいろいろ何か見え隠れしてくるので、滞納整理の対応については十分丁寧な対応をしっかりと取っていただきたい、そういったことをお願いして、私の2問目の質問とします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問内容をまとめると、税務課のほうできちんと対応していないのかというのが1問目、2問目のまとめた質問だというふうに解釈いたします。その点に関しては、こちらの税務課が厳しいですとか、対応に不備があるというような考えは私としては受け入れるつもりありません。こちらの税務課としては、しっかりと相談に来た方の話を聞いて、どのような措置が取れるのか一緒になって考えている、適切な指導をしているというふうに考えております。中谷議員がおっしゃる生命保険の関係に関しては、一緒に来られた方だと思いますけれども、個人的な話はここでは出しませんが、ある滞納があって、または未申告の部分があって、その部分を還付されるというようなことも実際に相談の中で相談者のほうに利益があるように我々としては解決策を提案しているわけですが、このようにして税務課は親身に

町民の暮らしを守るべく相談に乗っているわけです。他方で、滞納、差押えはけしからぬということでもありますけれども、それは私は承服できかねるわけです。コロナ関係でももちろん特例の猶予もありますし、そもそも地方自治の本旨は地方自治体が自ら財源を確保して町の運営をするということがあります。その中で納税というのはもちろん町民も含む国民の義務なわけですから、公平性の観点からもこの点は適切に執行していく必要があるというふうに考えているわけです。

○15番（中谷栄利君） 確かに納税の義務とか公平性の観点でお話しされているとおりでと思います。しかし、今働いても税金が納められないぐらい国保税が高くて、その支払いが困難に陥っている、あるいは働いていた仕事が突然事情があって終えざるを得ない状況になっていて、前年度の所得によって課税されている状況で、いろいろ申告等で対応もあるだろうと思うのですが、そういった中で払っていた税金が払えなくなってしまふ、そういうこともあるわけです。滞納に当たってあたかも滞納が悪のような対応で、いわゆるこれまで納税相談に職員のほうで乗っていたときには払えるときに計画的に払ってくださいというような対応で、生活状況も含めて真摯な対応をされていたようです。しかし、人が替わって、生活実態の調査で生命保険入っているから、生命保険入るのだったら解約して、その還付金等で納税してください、自分ができなければ行政のほうでやります、これは明らかに脅しではないですか。私も生命保険入っていますし、町長も入っていると思いますけれども、貯蓄型ですか。違うでしょう。万が一の場合の支えで、生活の支えが生命保険になっています。この差押えの要件に生命保険入っていること自体が今日古いものだと私は思って仕方がないのですけれども、生活において生命保険掛け続けるかどうかという判断は生活状況照らしてご本人方が判断すべきで、どういう状況に置か

れているかということも含めて、やはりその判断をしっかりと待つ。生活実態は厳しくて、仕事に就けない場合についての猶予だとか、税の確定も含めて対応していただきましたけれども、問題はそういった税の確定で税金が安くなることの説明抜きにそういった生命保険入っていること自体が、実態を調べて分かって、けしからぬみたいな形で話が始めると、それまで滞納以前は一生懸命頑張っただけから、自分は悪質滞納者でないと思っていたが、過去の滞納を理由に生命保険解約してやっていかなければならない、こういったこと強られる。これは、先ほどの財産等差押え実績等の処理、この件数等見てもそういったことで状況に困っている人たちの数が見え隠れすると思うのですが、この問題についてやはり住民生活が路頭に迷わないような丁寧な対応とその立場に立って話を聞く、そういった姿勢をしっかりと示してやっていく。そのこと抜きに滞納しているから生命保険は駄目だみたいな形で話が始めると、どうしたらいいのだという形で困ってしまうことはみんな誰しも陥るわけではないですか。行政としてしっかりと対応しているということは分かるのですが、その姿勢が今年どこの自治体でも納税強化と滞納の処分強化という形で非常にこの問題が増えてきているので、また私もこの問題発生したときには愕然としたものですから、あえて一般質問でさせていただきました。一般質問でやるかどうか非常に悩みました。ただ、住民の生活に当たってしっかりとその側に立って生活を支えていく、そういう姿勢が相談者等においても感じなかったということは大きな問題です。相談に当たっては納税者、相談者の実態に置かれている状況、滞納しているような状況が発生していれば、その人が生活困窮に陥ってとんでもないことになっているのではないかという危機感を感じて相談応じる、そういう姿勢が必要ではないでしょうか。地方税法にのっとって切り捨てていろいろ対応し

て、差押え等の告知をする。この2021年、広報の1月号です。そこに滞納を差押えした件数がこうやって載っていること自体もいかなものかなと思いますけれども、でもこの問題についてはそういった住民生活をしっかり支える立場の対応で、地方自治の本旨にのっとり、憲法にのっとり対応していただきたい。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん生活の状況、コロナで様々な経済的な生活困窮が出ているということは私も承知しておりますし、気に病んでいるところでございます。だからこそコロナで所得が下がったりした方に対しては町税の猶予などの制度がありますから、それを十分に活用して、できる限り生活の立て直しを指導するということが担当課としてやっているわけです。担当課としては今後もきめ細やかな納税相談を行ったり、必要に応じては適切な執行の停止などを、納税者に寄り添った対応をこれまでもしておりますし、今後もしていくということでありまして、中谷議員が指摘された案件は私も承知しておりますが、ちょっと言い分、こちら側とそごがありますけれども、ここで説明することは、一般論を述べる場ですから、差し控えますけれども、決して町民をじゃけんに扱うというような対応はもちろん担当課はしていないということは私が明言させていただきますとともに、今後もしていく細やかな納税ですとか相談には引き続き応じていくということでもあります。

○議長（中井寿夫君） 15番、中谷議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位7番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和3年余市町議会第1回定例会においてさきに通告した一般質問2件ですが、町長には答弁のほどよろしくお願ひいたします。

1つ目、有害鳥獣による農作物等への被害状況と対策について。令和元年度における北海道の農林水産被害状況は、概況ではあるが、野生鳥獣による被害金額は約46億円であります。鳥獣別による被害金額はエゾシカが38億円、カラス類が3億2,000万円、ヒグマが2億2,000万円、キツネ、1億2,000万円、アライグマ、1億2,000万円という被害状況になっているところであります。特にエゾシカによる農林業被害額は後志振興局管内では8,200万円となり、昨年から比べると1,100万円が前年度より増加している状況であります。本町における被害状況と本町における被害防止対策等の考え方をお聞きします。

2点目、ハンターの育成についてであります。北海道猟友会の調査によると、令和元年度集計では会員数5,339人、平均年齢57.2歳、70歳以上の比率は25.6%となっており、高齢化が進んでいるところです。猟友会余市支部は会員数が68人ですが、そのうち余市町在住会員数は41人、平均年齢で57.5歳、70歳以上の比率は32%、人数にして13人となり、全道平均よりも高くなっている状況です。このままの状況が続くと、将来の有害鳥獣駆除対策におけるハンター不足が生ずるおそれがある。そうなる前にハンターを育成していく必要があると思うが、町長の考え方をお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁します。

1件目の有害鳥獣による農作物等への被害状況と対策ですが、近年の野生鳥獣を取り巻く環境は地球温暖化による異常気象、餌となる木の実等が

減少していることから、その生息域や行動範囲が拡大し、市街地での目撃情報や果樹を中心とした農作物等への被害が増加しています。被害の状況はエゾシカによる果樹木の新梢や樹皮の食害、アライグマやカラスによる果実の食害、ヒグマによる枝折れ被害となっており、令和元年度の農作物の被害額は約900万円となっています。対策としましては、農業被害の減少と有害鳥獣の個体数減少を目的として、猟友会余市支部の協力によるエゾシカ、カラス、キツネの一斉駆除を年6回実施するとともに、エゾシカや熊よけの電気柵とアライグマ捕獲のための箱わなの購入に対する補助により捕獲や被害防止対策を行っています。今後も本町で策定しています余市町鳥獣被害防止計画に基づき関係機関での情報共有化を図るとともに、必要な被害防止対策に取り組んでまいります。

2件目のハンターの育成についてですが、有害鳥獣駆除対策を継続的に進める上でハンターの育成、確保を図ることは全道的にも大きな課題となっています。本町ではこれまでに網、わな猟免許及び第1種狩猟免許及び猟銃の所持許可取得に伴う一部助成を実施し、ハンターの育成と確保に関する支援を行っておりますが、実績としましては平成24年度から令和元年度まで10名が制度を活用しており、令和2年度は4名が制度の活用を予定しています。しかしながら、依然高齢化問題もあることから、今後につきましても免許等の所持許可取得に伴う一部助成を継続するとともに、猟友会余市支部や北海道などと連携しながらハンターの育成と確保に努めます。

○16番（山本正行君） 今被害状況、その他いろいろと答弁いただきました。まず最初に、1番目の本町の被害状況とそれに伴う対策について再質問をさせていただきます。

それで、今答弁があった内容でいきますと、エゾシカとヒグマも含めてであります。全体で被害額が900万円というふうになっているというこ

とで今答弁をいただきました。これにつきましては、私も猟友会余市支部に所属している一人としてであります。この900万円という金額は農家の方々に聞くとまだまだ被害はあるけれども、報告していない部分も相当あるということも聞いております。それで、一つエゾシカに特化してまず最初に話をしますが、被害状況はまだ余市町内においては少し少ない状況に見えるのですが、現実農家の人方、特にワインドウ作っている方なんかも聞きますと、苗木の食害の被害もやっぱり増えてきていると。そんなことを含めて考えたときに、エゾシカの繁殖状況というのは後志振興局の管内でも増えてきていますが、毎年1年ごとに統計学上大体20%の増加が見られると。そうしますと、現在余市町には我々が一斉駆除で山に入っている状況からいきますと、100頭以上のエゾシカがいると思われるという状況であります。先日も令和2年度の一斉駆除で18頭ですか、駆除をして、そのうち雌が16頭、雄が2頭で雌が多かったのですが、この状況を見ると逃げられた数も相当数がいます。そうしますと、倍々ゲームではないのですが、20%で増えていきますと、1年目が100頭とすれば4年後には200頭になる。そういう数字が出てきます。そうしますと、鉄は熱いうちに打てということで、今猟友会余市支部は役場と一体となっておりますが、まだまだその部分についてはこれからより一層強化をしていく必要があるなというふうに思っております。ただ、やはり懸念される面は、野生鳥獣でありますので、むやみやたらに駆除をすればいいということではないと思います。そんなことでこの野生鳥獣にあっては農家の被害状況も含めて考えたときに、まずは最初に考えるのが被害が出ている種になっているものは何かと。何が原因かと。そして、農地や人家周辺に寄せつけないこと、農地への侵入を防ぐこと、捕獲による個体数の削減と。最後の捕獲による個体数の削減が有害駆除の一つの大きな目的になって

おります。こんなことで被害防止対策は多岐にわたっていろいろと必要になりますが、今エゾシカの話で例えの話をさせていただきました。

町の人もいろいろと興味を示しているのはエゾシカ以上にヒグマの被害状況が非常に興味があるというふうに私も思っております。それで、ヒグマに関しての被害状況も若干であります。お話をしますが、余市町においても近年目撃情報や痕跡、足跡の情報、さらにはふんの情報など非常に多くなっております。特に今年は件数も多く、かなりの件数になっているというふうに聞いております。さらには、箱わなを設置した中での駆除体制も行っていると、そんな状況です。不幸なことに、昨年5月から6月にかけての頃だと思っておりますが、日にちは少し定かではありませんが、テレビのNHKでも放送されております。ヒグマによる事故というか、事件というか、古平町で起きております。これは、春のタケノコ取りで毎年行っている自宅裏山に、1キロも入っていませんが、500メートルから1キロくらいだと思いますが、ササダケを取りに山に入った方が帰ってこないということが起きて、早速地域の方が役場と協議をした中で役場、消防、警察、さらには猟友会余市支部の古平分区が中心になって捜索をしたということが起きております。ところが、捜索に入った段階ではやはり警察や消防の方も入っておりますが、ハンターが先頭になり、出没する熊の気配を感じながら捜索をすると、極めて危ない捜索であります。それに猟友会余市支部の古平分区の会員が協力をするも、結局発見はできず、その方が身につけていたものの一部を回収するという程度で終わっております。その後秋に再捜査をしましたが、やはり見つからないと、そんなことであります。それで、この問題は何を言おうとするのかといいますと、やはり今回の町政執行方針にもありますが、町民が安全、安心に暮らせるまちづくり、町民の命と財産を守るという観点から考えた

ときにこのヒグマ対策については今以上に対応策等も含めて考えていく必要があるなというふうに思っておりますが、まだいっぱいありますけれども、まずはこの辺で一回答弁聞きたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

趣旨としてはヒグマの対策ということだと思いますけれども、先ほどの答弁と全く変わらないのですけれども、猟友会を通じて助成を行っていくということでございます。

○16番（山本正行君） あまり答弁短いと休む暇がないのです。大変申し訳ないです。

町長言っていることは、まさしく正しいのです。ただ、この次のハンター育成にも関わってきますが、エゾシカであろうとヒグマであろうと防除、駆除含めてどうしていくのだというふうに考えたときに、やはり行政側としても将来を考えたときに今現在の方法だけでいいのかということも含めて私は考えてもらいたいなど。私も猟友会の役員を長くやっている関係で、役場とは連携しながら長くやっております。ただ、私が心配するのは事故が起きてしまっただけでは、ヒグマの場合は特にそうですが、事故がもし起きてしまったら人の命が取られるような事件にもなってしまうという恐ろしい要素を抱えておりますので、農作物の被害だけではなく、人身に対するそういう問題も併せて行政側としてはより一層情報を注視しながらやる必要もあるだろうと。なぜこのようなことを言うかといいますと、一般的な駆除でハンターが山に入って銃を発射するという行為については通常的には問題ないのですが、やはり一番問題になっているのは、これもテレビで出ていましたが、町なかの、要するに町に近いところでヒグマが出た場合の対応策というのが極めて難しい対応策になってくると思っております。余市町でも過去にしまむらの裏で足跡、痕跡と目撃情報があって、私もすぐ現地に行きました。ところが、そのとき

は町の中ですので、ライフルは持たないで、素手でパトロールをするという形を取りました。なぜかといいますと、町の中では発砲できませんので、ライフル持つこと自体も問題視されますので、持たないで行ったところ、そのヒグマは我々の追跡を逃れるようにしまむらから登川行って、登川を越えて、登の下水道処理場のほうに逃げていったという、過去にそういう例もあります。それが幸いにして人と出くわさなかったから、事故もなかったけれども、もしかしたらこれが人と出くわすと非常に大変なことになる。そんなことで、齊藤町長はいろいろところで勉強もしていらっしゃると思いますので、この有害鳥獣問題も余市町の町民の命と安全を守る、農家の財産を守る、そういう観点でより一層対応策を強化していただきたいというふうに考えておりますので、答弁よろしくをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

答弁自体は最初のと変わらないですけれども、ちょっとお休みの時間もあるので、ちょっと長く話そうかと思えますけれども、もちろん熊の市街地への出没に関しては非常に憂慮することでありますので、その都度そういう目撃情報があったら町民に周知して、安全性を確保するということは担当課のほうからやっているところでございます。今のところはもちろん対症療法というか、見つけたら駆除するということしかありませんが、重要なことは一般的に言われていますけれども、ヒグマとかに対して知床のほうで餌づけをしたりとかする人がいるということもありますので、人の食べ物に慣れてしまうということもあるので、そういうのはやらないとか、ヒグマを人のエリアに近づけないということも必要だというふうに考えていますので、引き続き猟友会と今後協議、連携しながら有害な鳥獣を駆除するとともに、安全性を確保していきたいということでございます。

○16番（山本正行君） このヒグマ等の問題については課題的に考えていくとまだまだ課題はありますが、こればかりやっても時間なくなりますので、次のハンター育成のほうに入る前ですが、1つだけ、これは今後のヒグマの防除に当たっての対応策としては、提案ではないのですが、お話をちょこっとだけさせてもらいますが、副町長が一番これに関しては詳しいと思うのですが、余市町にはヒグマ防除隊というものを編成して、隊長に副町長の細山さん、副隊長に猟友会支部長の本間さんと。そして、各隊員が所属すると。現在12名体制で行っております。ただ、今事務局的に考えた場合に、次のハンター育成とも絡んでくるのですが、高齢化による隊の編成の人数の問題やいろいろな問題が出てきております。それで、ヒグマ防除要綱というのがありますので、要綱には隊員が20人以内というようなことも書いていますので、この要綱に基づいた隊員の見直しも含めて今後ヒグマ防除に当たっての体制の強化も必要ではないかなというふうに思っております。体制を強化するということは、結果的にお金も発生しますので、将来的にはそういう問題も含めて予算の措置も必要になってくるなど。予算の問題は予算委員会でやりますから、ここでは深く追求はしませんが、そんなことも含めてこの有害鳥獣の対策は、私今後何回もやるつもりはないのですが、今回、議員になって2年目になりますが、初めて出させていただきましたが、エゾシカによる被害やカラスによる被害、ヒグマ、キツネ、アライグマ、いろいろなものが被害状況として出てきておりますので、ぜひとも余市の一次産業、さらには一次産業の農家の方々の命と財産を守ると。さらには、町民の安心、安全な暮らしをつくると、そういう観点の中で野生鳥獣の在り方を含めて有害鳥獣対策を含めた対応策をしていただきたいというふうに思います。それに対して、この有害鳥獣の関係についての最後の答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

この有害鳥獣の問題についての答弁として最初の答弁が全てではあるのですが、今後余市町だけで対策をしたとしても山はつながっていたりしますから、広域でももちろん連携していかなければ地域として一体として有害鳥獣を駆除できないということです。猟銃の免許に関して、一部助成も、一番最初に述べたとおり、継続していていますし、現在許可持っている方は銃だけは23名で、わな持っている人は15名ですけれども、そのくらいの人数はおりますので、引き続きハンターの育成と確保に努めるということです。

また、せっかくだから、申しますと、令和元年度のエゾシカの駆除頭数は55頭でしたけれども、北海道のエゾシカというのは非常にジビエとして使い道があるということで、本州を中心に非常に高く売れるというようなことも、北海道の方はあまりジビエは食べないですけれども、55頭が商業ベースに乗るかどうかが別としまして、そういうようなことも考えながら、全体として被害を食い止めるようなことを引き続き取り組んでいくということを申し上げたいと思います。

○16番（山本正行君） 今の町長の答弁は私にまたもう一回しゃべれというような誘いの答弁だったなと思いますので、1点だけちょっとお話をさせてもらいますが、エゾシカの問題であります。今町長から被害状況含めていろいろな話があったのですが、非常に大事なジビエ料理の話が出ました。これは、我々ハンターもふだんから思っているのですが、被害があるために駆除をしてしまったエゾシカの肉を有効利用するということが、我々ハンターもいろいろと研究をしているところであります。ただ、残念なことに、もともと道東方面はエゾシカが多かったということで、ぬかびら温泉ですか、あそこに友人がいて、その方と前話したのですが、やはりあっちのほうは早い時期か

らエゾシカの捕獲、有害鳥獣駆除というのを進めた関係でジビエとしての有効活用についても早くから進んでいたという例があります。それで、余市町も今後ジビエでこの関係を少し進めるとすれば、1つ提案であります。これは答弁要りません。提案です。山田町にある活性化センターの厨房等を利用して、何らかの形でジビエ料理のウインナーを作ってみようかと、そういう何か活用に関わる行事等も組めれば検討していただきたいというふうに思います。

それで、有害鳥獣については終わります。

次に、ハンターの育成に入ります。今ハンター育成について町長からも答弁いただきましたが、確かに新たにハンターとなる方がわなの免許や第1種、第1種というのは猟銃、散弾銃を使った猟をするための免許が第1種、第2種が空気銃を使って行う猟が第2種というふうになっております。それで、今現在余市の方々の状況は41名いますが、41名の会員数の中にはわなしかない人もいますし、空気銃だけの人もいます。そして、わなと第1種と両方やっている人もいますという複合的な状況になっていると。それはいいのですが、問題は第1種の免許を持っている方が今現在何人いるのといったら、正確に言うと二十四、五人くらいなのかどうかちょっと分かりません。はっきり私も押さえていません。ただ、仮に二十四、五人だとしても先ほど言った高齢化率のところ、70歳以上が13人います。それを引いていくと実働部隊はそうしたら何人いるのというふうになったときに、実働部隊のことを考えるとそろそろハンター育成に関して、現在の状況も分かるのですが、より一層強化をする必要があるだろうというのは今回の私の大きな視点になっています。それで、なぜそういうことを言うかといいますが、皆さんも山に入ったことないので、ちょっとお話をしますと、エゾシカの一斉駆除を行うときは、今現在余市町が行っているのは巻き狩り猟ということ

で、山に鹿を追い込む班と追い込まれてきて、逃げてきた鹿を撃ち止める待ちというような形で班を分けて巻き狩り猟というのを行っております。これを行うにしたらどうしたらいいのかとなったら、一般的に大型獣のエゾシカなんかをやるときはこの巻き狩り猟が一番効果的なのですが、やはり一定程度の人間が必要なのです。要するに人が要ると。そうしますと、極端な話、シリパ山を一つの地区として考えたときにシリパ山にそうしたら有効的に追い込める人数と待ちの人数はどののだというふうにやりますと、今現在猟友会が毎回行っている状況でいきますと、勢子で入る追い込み班、これが、山によるのですが、5名から7名前後の状況で今配置をしております。そして、それを待つ撃ち手なのですが、大体十二、三名つけるような格好でやっています。そうしますと、一つのグループで巻き猟をするということは経験豊かな人と経験のない人も合わせて20人から25人くらいの人数が必要になってくると。そういうふうに考えたら、ハンターは今現在41人余市町にはいますが、そのうちの13人が高齢で、もう何年かしたら抜けてしまうということも含めて考えたときにやはり毎年1名なり2名でもいいから、増やしていくような育成をしていくということが必要になるなど。そして、なぜそれを私が言うかとすれば、ハンター育成に一定の助成もしているという町長の答弁もありました。確かに助成もしております。ところが、私もこれ前から言っているのですが、この助成の仕方が上限が決まっています、会員数が、免許を取る人が増えると助成額が少なくなると、そういう仕組みなのです。そうしたら、10万円補助しますと言っているのに、2人が免許を取ったら10万円だから1人5万円と。限度額が5万円だとすれば、この人は5万円ずつもらうのです。ところが、今年のように7人取ったと。10万円、7人取ったら1人1万円程度しか当たらないことになる。助成をしているという今の町長の答

弁でありましたが、助成しているのは間違いありません。確かにやっています。だけれども、制度そのものも今度は、もう少し考えてもらいたいというふうに思っております。

そんなことで、ハンター育成問題は、もう一つご提案を含めてお話をさせてもらおうと、町長は多分知っていると思いますが、全国的な例として、今回の北海道猟友会が統計しているこのデータも含めてそうなのですが、全国の例として高齢化が進むと。高齢化が進んでいくと、将来的には担い手になるハンターがいなくなってしまうと。そうなったときに、そうしたら町内の有害鳥獣対策等の行政を執行するに当たって支障を来すというところが一部の地域で出始めてきております。それで、いろいろやり方はあるのですが、一つの例として行っているのは、今現在その方が在籍しているかどうか分かりませんが、全国的には地域協力隊で職業ハンター的に町が一時的に採用すると、そういう制度をやっているところも中にはあります。だから、逆に言うと職業ハンターも必要になってくる時代が来るかも分からないと。そういうふうにも考えたときにハンター育成というのは非常に大事な内容としますので、町長においては答弁のほどよろしく願います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

高齢化に伴うハンターの育成なのですけれども、令和2年度はたまたま4名が制度を活用するということですが、年によってはゼロのときもありますし、様々なばらつきがあると。いずれにせよ、その点は予算をつけておまして、上限額を決めているので、その範囲内でやってもらうということをやっていますが、その都度多ければ必要に応じて担当課のほうで考えますので、場合に応じて相談いただければというふうに思いますのと、あとプロのハンターの問題はもちろんその点も必要かと思っておりますので、引き続き猟友会ですと

か北海道などと連携しながらハンターの育成と確保に努めていきたいというふうに思っています。

○16番（山本正行君） 高齢化によるハンター不足、今町長から予算の範囲内での助成の関係も出ました。そういう形で今後進めていくという格好を取ったときに、一つの参考ですが、お話をさせていただくと、狩猟免許を取るためには北海道知事が行う狩猟免許試験に合格しなければなりません。そうしますと、北海道猟友会が行っている予備講習を受けていただいて、予備講習を受けた後北海道知事が行っている試験を受けて、合格をするという形になると思います。その後、合格したら狩猟者登録という登録をして、ハンターによりやくなれるという状況であります。それと併せて、銃を所持するためには銃刀法という法律の中で警察署に書類を出して、学科試験と実技試験が受かって初めて銃の所持許可を得られると。そういうことを考えたときに、この2つの資格や許可を取るためには約7万円から8万円かかるというのが今の状況であります。それで、私は少しでも、こういうお金の問題だけではないのですが、ハンターになるという人がなかなかいないというのは私も重々分かっておりますし、私が役場にいたときも事務局を長くやってきておりますので、十分分かるのですが、そんな状況がありますので、ぜひとも、ある程度お金はかかるのだと。だから、5万円なら5万円の上限値の目安は非常にいいと思うのです、役場が定めている。予算の範囲内、たしか最大5万円だと思うのですが、その金額に対する助成というのはいいと思うのですが、やはり何せむらがあって、多いときは、今年もそうなのですが、7人近くいるのではないかという話まで来ているわけなのです。そういうときにくくと下がってしまうものだから、それではちょっとかわいそうだなというのもあったりして、将来をにらんで考えてもらいたいというふうに思っております。

それで、もう一つハンター育成の関係で付け加えたいことは、これも検討してもらおうということで答弁一応いただきたいと思いますが、一般的なハンターのほかに、農家様限定のハンターと言ったらおかしいのですが、農家の方が自己防衛として自分の敷地でエゾシカやそういう野生鳥獣を捕獲をしようとしたときわなの免許が必要になってきます。それで、もう既に特別それに対して限定してやっているわけではないのですが、もしできれば、今言うようにハンター育成の中の一環として、特に農家の場合は特化してわな免許の取得の推進と、さらにはくくりわな等の補助なども含めた農家に特化した対応策も併せて、これはあくまでもハンター育成とも若干ずれているところもあるのですが、絡んできますので、併せてそこもお願いして、私の質問はこれを最後にしますので、最後にまとめて町長のほうから前向きな答弁いただくようよろしくお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

狩猟の銃の予算とわなの予算の話だったと思いますが、上限額が第1種狩猟免許や猟銃所持の許可に関しては7万円以内という上限で補助出していますし、網ですとかわなでしたら5,000円以内というのも出していますし、あと有害鳥獣の関係で箱わなだったら1万円、電気柵であったら上限5万円というような様々な予算はつけているところでございます。これについてより拡充したいというような要望があるのであれば、引き続き担当課のほうでも相談に乗りますので、随時担当課のほうにも相談していただければと思っております。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、6日から7日までの2日間は休会といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、6日から7日までの2日間休会とすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、8日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時41分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利